

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780074

研究課題名(和文) 不法行為法における「賠償」の意義及び機能に関する比較法的研究

研究課題名(英文) Comparative research of the meaning and functions of compensation in tort law

研究代表者

大澤 逸平(OHSAWA, Ippei)

専修大学・法務研究科・准教授

研究者番号：40580387

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、フランス不法行為法を参照しつつ、不法行為責任の効果としての「賠償」概念についての理論的検討の深化を試みたものである。損害の「賠償」は、一方で責任主体が負う債務の内容として把握されるが、他方で、被害者がそれによって受ける救済の内容としても把握されるべきものであり、賠償は被害者の救済に至るプロセスとして段階的・分析的に検討すべきである。

研究成果の概要(英文)：This research has tried to clarify the meaning of "compensation" of damage in our tort law through an investigation of the French tort law. On one hand, the compensation of damage means the contents of the obligation, but, on the other hand, it can also mean the contents of relief which victims receive. The compensation should be analyzed into each step of the process, and when damages are estimated, the latter step should be more emphasized.

研究分野：民法

キーワード：民法 不法行為 賠償 フランス法

1. 研究開始当初の背景

不法行為法理論は従来から活発な議論が戦わされてきた。従前議論の中心的地位を占めてきた過失(権利侵害)論だけでなく、損害論についても議論が盛んとなってきたところ、そのような議論の成果として、損害概念の規範的性格が(規範的性格の内実には理解のばらつきがあるとしても)学界の共通認識となりつつある。

もっとも、従前の議論は、「損害」を成立要件の側面から把握しようとするという性質が比較的強かったといえよう。しかし、「損害」は単に不法行為の成立要件であるだけでなく、不法行為責任の効果である「賠償責任」の対象となるものである。したがって、効果論の角度からの検討も深められるべきものであるところ、従前、そのような視角からの「損害」をめぐる検討は十分なものとは言えないように思われた。すなわち、仮に損害を「規範的」に把握するという前述したような近時の理論的動向に賛同するとしても、損害の把握は、最終的にはかかる損害を「賠償」するという効果に向けられた作業である以上、「賠償」という作用がいかなる意義を有し、いかなる目的に向けられたものであるか、といった点を説明することが必要である。

このような視点から翻って「賠償」概念に着目したとき、損害をいかにして「賠償」するか、あるいは、損害を「賠償」するとはどのようなことか、さらには、「損害を賠償」することによって被害者はどのような状態に到達するべきか、という問題は十分に説明されているとは言えないと考えられた。

また、「賠償」概念をめぐる比較法的な分析についても、従前は十分に行われていないものと思われた。したがって、従来の研究の欠落を埋める意味でも、「賠償」概念を正面から検討することが必要であった。

2. 研究の目的

本研究は、後述する比較法的な検討を行うことで、賠償責任の内容を基礎づける理論構造を明らかにすることを目指すものであった。より具体的に言えば、加害者による賠償責任の履行(金銭給付)によって被害者が事実のレベルで被害の回復に至るプロセスを段階的・分析的に把握することが必要であるという問題意識に立ち、かかるプロセスの正当性を基礎づける理論的な視点を導出するとともに、その具体的な定式化を試みることを主たる目的とするものであった。

というのも、加害者が負う賠償義務が金銭の支払義務であるとしても、被害者の立場からすれば、金銭賠償を受けることは被害回復プロセスの中途の段階に過ぎず、かかる金銭を使用することで一定の状態に到達して初めて被害回復がなされたと評価すべき状況もあり得るからである。このような問題意識のもとで従来の議論を振り返れば、損害の把握に関する問題はそれ自体重要であるとし

ても、それだけでは損害賠償の内容を決定するためには理論的に不十分であり、効果論、すなわち「賠償」の観点からの議論の深化が必要であると思われた。

そこで、後述するように、「賠償」概念をめぐる議論の蓄積のあるフランス法を比較法的な資料として検討の基礎に据えることで、比較法的な資料の学界に提供するとともに、日本法において問題となり得る具体的な場面を念頭に置いて解釈論を試みるのが最終的な目標であった。

3. 研究の方法

前述した目的の達成のため、本研究は主としてフランス不法行為法における議論の蓄積を参照しつつ、わが国の不法行為法上の議論においても依拠すべき思考枠組みを抽出しようとした。

なかでも、本研究における検討の出発点に据えたのは、フランス不法行為法における「現実賠償 *réparation en nature*」概念をめぐる議論の蓄積である。従来、我が国においてはフランス不法行為法における原則的な賠償態様が「現実賠償」であるとの紹介が一般的であったところ、仮にそうであるとすれば、金銭賠償を原則とするわが国の法制度と興味深い対照をなす。したがって、現実賠償を原則とすることがどのような理解によって支えられているのかを明らかにすることは、「賠償」の基礎を把握するために必要不可欠な作業となるものと考えられた。また、フランス法においては現実賠償のみならず金銭賠償も認められているところ、両者の関係や選択の基準、いずれかの賠償態様を選択することによって生じる問題点などを明らかにすることが、日本法が金銭賠償を原則とすることによって暗黙の内に前提としている理解を明るみに出すことをも期待できるものと考えられた。

そこで、本研究ではまず、同概念をめぐる戦わされてきた議論を整理・分析することを通じて、「賠償」によってどのような状態を実現すべきとフランス法で考えられてきたのかを明らかにすることを試みた。このような作業を通じて、「賠償」のメカニズムがどのような内実を持ちうるものなのか、基本的な思考枠組みを得た上で、わが国の解釈論に当たっても参考になる点を汲み取ろうとしたものである。

4. 研究成果

(1) 本研究においてはまず、比較法的な資料を収集するとともに解釈論を展開するための座標軸を獲得するために、フランス不法行為法における「賠償」概念の探求に取り組んだ。なかでも、彼の地における賠償態様選択における「原則」であると従前紹介されることの多かった、「現実賠償 *réparation en nature*」概念について、その意義と内実をめぐる議論を検討した(大澤逸平「フランス不

法行為法における現実賠償概念」後掲発表論文）。

同論文においては、フランス民法成立以来の「現実賠償」をめぐる議論を網羅的に検討し、「賠償」概念をめぐる議論の前提にある（しかし必ずしも明確に意識化・言語化されていない）理解を析出しようと試みた。その成果を概略すれば以下の通りである。

フランス不法行為法においては、20世紀前半にあらわれた有力な学説が賠償態様としての「現実賠償」の原則性を強く主張した（我が国においてフランス法の状況として紹介されていたものは、この学説の影響を強く受けているものと思われる）。もっとも、それにもかかわらず、判例においても現実賠償が原則的な賠償態様であるとの運用が為されているとはいえ、実際には日本法と同様に賠償態様としては金銭賠償が選択されることが多い。また、学説においても現実賠償を原則的な賠償態様であるとする理解は広く支持されているわけではなく、せいぜい、現実賠償と金銭賠償とが賠償態様として並列的に列挙されるに過ぎないことが多い。したがって、賠償態様の選択における位置づけをみる限りでは、日本法とフランス法とでは大きな隔たりはないように思われる。

もっとも、現実賠償の意義や原則性をめぐって議論が戦わされる過程で、フランス法の学説には興味深い現象が見られる。すなわち、「現実賠償」という用語自体が多義的に（論者によって異なる意味で）用いられているところ（そもそも、「現実賠償」が法文上の用語ではないこともあり、定まった用語法があるわけではないが）、そこでの「現実賠償」の用法には、「加害者（責任主体）の給付義務の態様」としての現実賠償と、「被害者が現物ないし金銭によって獲得する救済の内容」としての現実賠償とに大別しうるのである。

このような現象からは次のようなことが示唆されよう。すなわち、たしかに裁判所は一定の給付義務を命じるという形で加害者に対して賠償義務の履行を命じるのであり、その限りで賠償義務の内容として現実賠償か金銭賠償か、という選択が必要になるし、加害者からみれば、定められた給付義務の内容を履行することによってのみ賠償債務を免れることになる。他方、被害者からみれば、加害者による賠償債務の履行（＝金銭の給付）で賠償のプロセスが完結するわけではない。たしかに、現実賠償の場合には、現物という形で被害者が受ける利益のあり方が確定されているが、金銭賠償が選択された場合、かかる金銭を別の物に変形させることによって被害者の賠償が図られることが想定されていることもある。このことからすれば、単に金銭を給付することでは回復され得ない「損害」の存在が意識されていることが明らかになり、責任主体の賠償義務の内容と、被害者が賠償によって到達すべき状況とを

区別して議論すべきことが明らかになる。

また、このように賠償義務の態様と被害者が「賠償」によって到達すべき状況とを区別したとき、現実賠償が被害者にとって必ずしも利益にならないことも明らかになる。すなわち、一定の事実状況に到達することが「賠償」の終局的な目的であるとすれば、その状況は、金銭という流動性・可処分性の高い財産を得られたという状況に比して、被害者の不自由が大きいからである。そうすると、一定の事実状態への復帰を観念することは、被害者にとって一定の事実状況への回復を強いられているという側面を有することになる。いわば、被害者も加害者も望まない状況への復帰が損害賠償によって目指される可能性があり得ることになる。そのような「賠償」のあり方を支える理念として「一般利益」を挙げることが出来よう。すなわち、不法行為によって傷つけられた事実状態に対しては、被害者以外の利害関係人が存在しうるところ、かかる利害関係人の利益が保護の対象として常に捕捉されるとは限らない。そこで、不法行為がなかったならば本来あり得た状況を事実の平面において回復させることで、そのような利害関係人の利益をも回復することが出来るのである。

このように、「賠償」概念は、被害者・加害者・一般利益の観点から多角的に把握しうるものである（しかしながらフランス不法行為法における議論でも多くの論者においてこの点が十分に共有されず、議論が混乱している）。そして、「賠償」の最終目的を「いかなる視点・立場」からの「いかなる状態」とみるべきかという点に関する理解によって、「現実賠償」の理論的位置づけや内実が異なることが示された。

このようなフランス不法行為法の議論状況を整理・分析することは、日本法における原則とされる「金銭賠償原則」や、その射程を明らかにするための一助となる。すなわち、一定の状態を実現するものとしての「賠償」作用のうち、「金銭賠償」原則がどの部分を射程としているのか、という問題であり、本研究における成果からすれば、同原則は加害者（責任主体）の債務内容を決定するための準則としての意義しか持たないものと理解されよう。

また、日本法における具体的な問題点に即して解釈論を展開していくことも必要な作業であるが、個別の問題点に関して研究の期間内に具体的な成果を公表するには至らなかった（もっとも、研究期間終了後遠くない時期に所属大学の学内紀要において論文の発表を予定している）。

(2) 本研究は効果論としての賠償概念に着目した議論を展開することを予定していたが、効果論に着目した研究を進めるにつれ、かえって不法行為責任の成立要件論を視野に入れた議論を展開する必要性を強く認識するに至った。

そこで、本研究の当初においては予定してなかったが、成立要件論に関連した研究を並行的に行い、成果を公表するに至っている（後掲発表論文、）。

前者は、責任無能力者が引き起こした被害結果について責任無能力による加害者の免責が行われること、そしてその場合における賠償責任が監督義務者責任の有無という形で検討されることの意義を、学界及び一般社会の注目を集めた近時の裁判例に則して検討したものである。そこでは、一見すると監督義務者の過失による帰責という法文に即した論理が採用される一方で、その内実を精査すると、その背後には、責任無能力者の行為によるリスクを被害者と（過失のない）責任無能力者の関係者とに分配するという発想が見いだされること、しかもその発想は日本法では認められていないはずの衡平責任の着想に類似していることを指摘した。

後者は不法行為の成立要件論の展開が責任能力論に十分に反映されていない状況に鑑みて、責任能力論からの応接を試みるとともに、そこから浮かび上がってくる問題点を検討したものである。すなわち、違法性判断能力としての責任能力理解が従来を通説的見解を占めていたところ、成立要件論、とりわけ過失・権利侵害論の展開を踏まえるならば、被侵害利益の範囲を限定的に解する必要性が生じる可能性があること（しかしそのことは不法行為法の特徴である柔軟性を失わせる可能性があること）や、そもそも伝統的な責任能力理解である違法性判断能力という理解自体を脱却する可能性をも視野に入れる必要があることを指摘した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

大澤逸平「不法行為成立要件論の展開と責任能力—責任能力論からの応接とフィードバックの試み」論究ジュリスト16号26-32頁、2016年、査読無

大澤逸平「責任無能力者の行為に起因する損害の「帰責」と「分配」-名古屋高判平成26年4月26日をめぐる覚書-」専修ロージャーナル10号83-114頁、2014年、査読無
<http://id.nii.ac.jp/1015/00008249/>

大澤逸平「フランス不法行為法における現実賠償概念--「賠償」における被害者、責任主体、一般利益の交錯--」専修ロージャーナル9号79-113頁、2014年、査読無
<http://id.nii.ac.jp/1015/00006285/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤逸平 (OHSAWA, Ippei)

専修大学・大学院法務研究科・准教授

研究者番号：40580387